

4. RoHS指令について

弊社製品は、全てRoHS指令(10物質)に対応済みです。
対応開始時期等、詳細につきましては弊社営業までお問い合わせください。

お問い合わせ先 <http://www.kuramo.co.jp/contact/>



■ 欧州RoHSとは

RoHS指令とは、電気・電子機器類に含まれる特定有害化学物質の使用を制限することにより、環境破壊や健康に及ぼす影響を最小化することを意図したEUの指令です。2006年7月に施行された当初(2002/95/EC)の6物質(下表1～6)に加え、2015年の改正(2011/65/EU+(EU)2015/863)にて、新たに4物質(下表7～10)が追加され、計10物質が有害化学物質として指定されています。これら10物質の含有量は下表に掲げた閾値以下でなければなりません。電線・ケーブルについては、2019年7月22日より、追加4物質を含めた合計10物質の規制が適用されています。電気・電子機器類において、これら10物質が閾値を超えて含有する製品は、EU域内で流通させることができません。

■ 中国RoHSとは

中国における電気・電子機器類への特定有害化学物質の使用を制限する指令です。2007年3月1日、中国国内で生産、販売または輸入された製品に対し、電子情報製品汚染規制管理弁法(中国RoHS)が施行され、2016年7月1日の改正にて電器電子製品有害物質使用制限管理弁法(改正中国RoHS)となっています。

対象物質は欧州RoHSと同様の6物質(下表1～6)ですが、含有を制限するものではなく、含有有無の表示と情報伝達を義務付けるものです。2019年5月16日、改正中国RoHSの管理規則の第2段階となる電器電子製品に有害物質を使用するための適合性評価システム実施計画が告示されました。2019年11月1日より施行されており、目録に記載されている製品が対象となります。

| No. | 制限物質 | 閾値※ |
|-----|---|----------------|
| 1 | 鉛 (Pb) / Lead | 1000ppm (0.1%) |
| 2 | 水銀 (Hg) / Mercury | 1000ppm (0.1%) |
| 3 | カドミウム (Cd) / Cadmium | 100ppm (0.01%) |
| 4 | 六価クロム (Cr(VI)) / Hexavalent chromium | 1000ppm (0.1%) |
| 5 | ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類) / Polybrominated Biphenyls | 1000ppm (0.1%) |
| 6 | ポリ臭化ビフェニルエーテル類 (PBDE類) / Polybrominated Diphenyl ethers | 1000ppm (0.1%) |
| 7 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) / Bis (2-ethylhexyl) phthalate | 1000ppm (0.1%) |
| 8 | フタル酸ジ-n-ブチル (DBP) / Dibutyl phthalate | 1000ppm (0.1%) |
| 9 | フタル酸ブチルベンジル (BBP) / Butyl benzyl phthalate | 1000ppm (0.1%) |
| 10 | フタル酸ジイソブチル (DIBP) / Diisobutyl Phthalate | 1000ppm (0.1%) |

※閾値は製品全体に対してではなく、製品を構成する各部位(均質材料)に対するものです。